中津川市避難行動要支援者避難支援計画 (全体計画)

平成27年1月

中津川市

目次

1.	計画	ョの目的	1
2.	計画	可の位置づけ	2
3.	計画	町の構成	3
4.	定義	Ę	4
	(1)	要配慮者	4
	(2)	避難行動要支援者	4
	(3)	避難行動要支援者名簿	5
	(4)	避難支援等関係者となる者	5
	(5)	避難支援者	5
5.	避冀	能行動要支援者支援の基本的な考え方	6
	(1)	避難行動要支援者の現状	6
	(2)	避難行動要支援者名簿の作成	6
	(3)	避難行動要支援者名簿の共有	7
	(4)	避難支援体制の整備	.10
	(5)	多様なニーズへの対応	. 12
	(6)	避難行動要支援者相互の助け合い	. 12
	(7)	平常時の行政システムや地域活動との連続性の確保	. 12
6.	日頃	5の備え	. 13
	(1)	食料品、生活用品等物資の準備	. 13
	(2)	避難所のバリアフリー化、防災機能の向上	. 13
	(3)	社会福祉施設等の活用	. 13
	(4)	避難行動要支援者への支援意識の高揚	. 15
	(5)	避難行動要支援者自らの備え	. 15
	(6)	避難行動要支援者の避難場所	. 15
	(7)	避難場所までの避難路の整備	. 15
	(8)	防災訓練の実施、計画の見直し	15

7. 災	書時の対応	16
(1)	避難準備情報等発令時の立退きへの配慮	16
(2)	避難支援者の安全確保	16
(3)	支援体制の確保	16
(4)	安否確認、救助・避難誘導の実施	17
(5)	被害状況等の把握	18
(6))避難場所からの避難先及び当該避難先への運送方法	18
(7))避難所での避難行動要支援者の引継ぎ方法と見守り体制	18
(8))情報の提供	19
(9))生活支援	.20
(10)) 応急仮設住宅・公営住宅の入居及び支援	.25
	様式1 中津川市避難行動要支援者登録申請書	.26
	様式2 避難行動要支援者避難支援プラン(個別計画)	.28

1. 計画の目的

平成 23年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち 65歳以上の高齢者の死者数は約 6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約 2倍に上った。他方で、例えば、消防職員・消防団員の死者・行方不明者は 281名、民生委員の死者・行方不明者は 56名にのぼるなど、多数の支援者も犠牲となった。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年の災害対策基本法の改正において、 避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、

- ① 避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できること
- ② 避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者に情報提供すること
- ③ 現に災害が発生、または発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できること
- ④ 名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市町村においては、名簿情報 の漏えいの防止のため必要な措置を講ずることなどが定められた。

一方、市においては年々高齢化がすすみ、また核家族化が進展するなか、地域の結びつきが薄れつつあるのが現状であり、毎年のように発生する風水害や近い将来の発生が懸念されている南海トラフ地震、また、市に最も近いところにある阿寺断層による地震を念頭においた避難行動要支援者への支援の重要性がますます高まっている状況といえる。

この計画は、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成25年8月)を踏まえ、本市における避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、避難行動要支援者の自助及び地域(近隣)の共助を基本とし、避難行動要支援者の避難支援体制の整備を図ることにより、もって地域の安心・安全体制を強化することを目的とする。

2. 計画の位置づけ

中津川市避難行動要支援者避難支援計画(以下「本計画」という。)は、中津川市地域防災計画(以下「地域防災計画」という。)共通予防対策編第1章第6節に基づく下位計画であり避難行動要支援者の避難支援について必要な事項を定めるものである。

3. 計画の構成

本計画は、避難行動要支援者の避難支援に係る基本的な考え方や推進方法を定めるものであり、避難行動要支援者一人ひとりの支援計画については、別途「中津川市避難行動要支援 者避難支援プラン個別計画(以下「個別計画」という。)」により定めるものとする。

なお、個別計画は、本計画に基づき策定し、その策定に当たって必要となる個人情報の収集や取扱いについては、災害対策基本法、地域防災計画及び中津川市個人情報保護条例に定めるところによるほか、中津川市個人情報保護条例施行規則に定めるところによる。

4. 定義

(1) 要配慮者

高齢者(ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、ねたきり高齢者、認知症高齢者等)、 身体障がい者(視覚・聴覚障がい者、音声言語機能障がい者、肢体不自由者、内部障が い者、難病患者等)、知的障がい者、精神障がい者、妊産婦、乳幼児・児童、日本語に 不慣れな外国人等で、次のようなハンディキャップを持っている人たちをいう。

- ① 自分の身の危険を察知できない。
- ② 危険を知らせる情報を受け取ることができない。
- ③ 身の危険を察知できても救助者に伝えられない。
- ④ 危険を知らせる情報を受け取っても、対応行動ができない。
- ⑤ 災害時(避難準備情報発表から平常の生活が回復するまでの間)被災地で生活する際に何らかの配慮が必要。

(2)避難行動要支援者

避難行動要支援者とは、本市に居住する要配慮者のうち、災害時に避難勧告など災害に係る情報の入手が困難な者、自力で避難できない者及び避難に時間を要する者のうち、避難行動を支援する家族がいない、または、家族などの支援だけでは避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために地域からの支援を特に必要とする次の者のことをいう。

- ① 要介護認定1~5を受けている者
- ② 身体障害者手帳3級(総合等級)以上を所持する者
- ③ 療育手帳A・Bを所持している知的障がい者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者
- ⑤ 75歳以上の高齢者のみで構成されている世帯
- ⑥ 上記以外で本人またはその家族が避難行動要支援者名簿への登録を申請したもののうち市が支援の必要を認めた者

(3) 避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者名簿とは、災害対策基本法第49条の10第1項に基づき、地域防 災計画の定めるところにより作成する名簿である。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ 所属自治会名
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し必要と認める事項

(4) 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は、地域防災計画に定められている次の者をいう。

- ① 市関係課
- ② 社会福祉協議会
- ③ 民生委員・児童委員
- ④ 消防署
- ⑤ 地域の消防団
- ⑥ 警察署
- ⑦ 居住地の自治会
- ⑧ 自主防災組織

(5) 避難支援者

避難支援等関係者のうち、災害発生時に避難行動要支援者の安否確認、避難誘導等を 行うことで当該避難行動要支援者を直接支援することとなった者をいう。

5. 避難行動要支援者支援の基本的な考え方

(1) 避難行動要支援者の現状

阪神・淡路大震災で明らかとなったように、大規模な災害時には、消防、警察、さらには自衛隊といった公的な機関による救助・救援活動には限界があり、「自らの命は自ら守る」自主防災の考え方(自助)が基本となる。また、自助では対応が困難な人については、家族や地域で助け合う(共助)必要がある。

地域の住民がみな顔見知りで、日頃から避難行動要支援者の所在を地域で共有できていれば、地域の自主的な取り組みも期待でき、行政との協働も働きかけやすいと思われる。しかし、高齢化と共に都市化に伴うライフスタイルの多様化等に伴い、地域コミュニティが弱体化している地域については、早急な実効性ある避難支援体制の整備は困難と言わざるを得ない。

加えて、高齢者を狙った悪徳商法など、個人情報が利用された犯罪などへの警戒から、自らの情報を他人に知られたくないと考える人も増えており、民生委員・児童委員であっても、地域の高齢者等の状況を十分把握することが難しくなっている。

一方で、過去の災害の事例では、避難行動要支援者を十分に把握し、適切な支援が行われていれば、避けられたであろう犠牲者が少なからず存在していると考えられる。

このため、本市においては、避難行動要支援者本人のみならず、地域社会全体での同意形成を図りながら、地域における避難行動要支援者の情報共有や、避難支援体制を構築することが喫緊の課題となっている。

(2)避難行動要支援者名簿の作成

① 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

災害時に避難行動要支援者の避難支援等を的確に行うための基礎資料となる避難 行動要支援者名簿は、支援活動等を行う上で必要な情報を全て把握する必要があ る。

このため、市関係課で把握している高齢者や障がい者の情報をその種別ごとに集 約・整理すると共に、難病患者等市で把握していない情報が必要な場合は、当該情 報を把握している関係機関に対し、積極的に情報の提供を要請する。

なお、関係機関に対して情報提供を求める場合は、災害対策基本法第49条の1 0第4項に基づく依頼であることを、書面をもって明確にして行うこととする。

このほか、避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報の把握は、中津川市個人

情報保護条例及び中津川市個人情報保護条例施行規則に基づき実施する。

なお、避難勧告発令時等には、対象区域内の避難行動要支援者を迅速に特定・把握 するため、住所情報に加えて地図情報が不可欠である。

そのため市等で把握している避難行動要支援者に関する既存の情報についてGIS 化を図り、災害時に活用できるよう備える。

② 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は避難行動要支援者の把握 に努め、最新に保つことが重要である。

このため、名簿の情報は市関係課及び地域関係者の協力を得て、修正・変更等に応じて更新する。

また、避難行動要支援者の異動(死亡・転居等)が確認された場合は、名簿を最新の状態に更新する。

③ 避難行動要支援者名簿作成に関する関係部署の役割分担

市は、健康福祉部局と生活環境部局で緊密な連携をとり健康福祉部等で保有している情報をもとに協力して避難行動要支援者名簿を作成する。

なお、避難行動要支援者名簿作成の主務担当課は高齢支援課とする。

(3) 避難行動要支援者名簿の共有

① 事前の避難行動要支援者名簿の共有

本市は、健康福祉部局と生活環境部局を中心に避難行動要支援者に関する多くの個人情報を保有しており、通常、これらの情報は、利用目的が限定されており、第三者に提供することも禁じられている。

一方、避難行動要支援者の安否確認や避難支援などを迅速に行うには、その対象者を事前に把握し、避難支援等関係者側で情報を共有する必要があり、東日本大震災では情報共有の重要性が改めて指摘されることとなった。

このような状況を受け、災害対策基本法第49条の11第2項において、避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者にあらかじめ提供することとされている。(本人の同意を得られない場合は、この限りではない)

なお、災害対策基本法第49条の13の規定により、これまで特に法令上の守秘義 務を課されていなかった自主防災組織、居住地の自治会等も含め、避難行動要支援者 名簿の提供を受けた場合は、守秘義務が適用されることになる。本市においては、避 難行動要支援者支援の取組みを実施する意思を有した避難支援等関係者に対して避難 行動要支援者名簿を共有することとする。

これに当たっては、守秘義務に関する十分な説明を行い、適切な対応を求めたうえで、当該避難支援等関係者が担当する地域の避難行動要支援者の情報に限ることが、 法令順守のみならず、避難行動要支援者本人の協力を得るうえで重要であるとの認識 に立ち、情報の共有を図る。

参考: 名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務の考え方

名簿情報の提供を受けた者が、災害発生時に、避難行動要支援者の避難支援等に必要な応援を得るため緊急に名簿情報を近隣住民等に知らせるような場合は、「正当な理由」に該当すると考えられるため、改正災害対策基本法における守秘義務違反には当たらない。

② 開示同意のない避難行動要支援者名簿登録者への支援体制

避難行動要支援者本人又は家族による避難支援等関係者への平常時からの開示同意がない名簿については災害が発生し行方不明者等が発生した場合や、当該避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があると判断した場合は、その同意の有無にかかわらず安否確認に活用すべく、名簿情報を避難支援等関係者に提供できる。(災害対策基本法第49条の11第3項)。

③ 災害時における名簿情報の提供

災害対応の支援を行うため市に派遣されている自衛隊の部隊や他の都道府県から の応援部隊等、他地域から避難支援等の支援が受けられる場合は、地域防災計画に おいて定められた避難支援等関係者以外の避難支援者にも名簿情報を提供すること ができる。

そのため、これらの者に名簿情報を提供する場合は、その際に名簿情報の管理責任者を把握し、また活動終了後は返却(又は廃棄)を求める等情報漏えいの防止のために必要な措置を講じる。

また、災害時には、災害ボランティアをはじめ、様々な支援者が被災地を訪れ、 なかには「被災者のニーズ調査を行うので高齢者のリストがほしい」などの要望が 行政に寄せられる例もある。 これらの者は身分が必ずしも明らかでない場合が少なくなく、情報漏えいの防止 措置をとることも困難であるため、災害ボランティアセンター等に寄せられた本人か らの支援要請に限って必要最小限の情報を提供するなど、個人情報の管理には十分留 意する必要がある。

④ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び講じる措置 災害対策基本法第49条の12では、避難行動要支援者名簿を提供するに当たり、 その情報の漏えいを防ぎ、適切に管理するため、提供先となる避難支援等関係者に必 要な措置を求め、また市として措置を講じるよう求められている。

このため、災害対策基本法第49条の13、中津川市個人情報保護条例及び中津川市個人情報保護条例施行規則により個人情報に関する秘密の保持を適切に行うこととする。

(4) 避難支援体制の整備

災害発生時、行政による支援体制(公助)が整うまでには、一定の時間を要するう え、人的体制を含めて対応能力等に限界がある。そのため、自らの命は自ら守る(自 助)ことを基本とし、支援が必要な者に対しては、避難支援等関係者を中心とした地域 で助け合う体制(共助)の構築が不可欠である。

とりわけ、災害時の避難や救助は人命がかかっていることから、市は、避難行動要支援者の迅速かつ安全な避難を図るため、個別計画の作成を支援する。

支援体制の整備や個別計画の作成に当たっては、あらかじめ制度の仕組みや内容について広報や地域での説明会等を行い、避難行動要支援者本人及びその家族、地域住民等の理解を求める必要がある。

なお、避難行動要支援者の状況に応じて

- ア 情報伝達を徹底すれば自力で避難可能な者
- イ 安否確認が必要な者
- ウ 避難のための移動支援が必要な者

に区分し、避難支援の対象者と内容を整理することで効率的に取り組む必要がある。

また、避難行動要支援者への情報伝達については、多様な伝達手段の確保が求められる。例えば、聴覚障がい者は目に見える情報、視覚障がい者には音声による情報など、個々のニーズに応じた情報伝達手段が必要である。

そのため、災害情報及び避難情報等が正確に伝達されるよう、メール配信、市のホームページ、テレビのデータ放送等、状況に応じた伝達体制の整備を図る。

また、情報伝達に必要な専門的技術を有する、盲ろう通訳・介助員、手話通訳者及び 要約筆記者等を確保するため、市・県及び社会福祉協議会等の関係団体が実施する養成 事業を周知するなど、市内に在住する人材の養成に努めるとともに、協力者名簿を作成 し、そのネットワークの構築を図る。

① 地域における体制整備

自主防災組織を基本として、当該地域で活動する避難支援等関係者の参画を得て、 次のとおり地域ぐるみで避難行動要支援者の避難を支援する体制を整備する。

また、地域行事への積極的な参加を呼びかけるなど、日頃から避難行動要支援者と 地域との交流の場を設けるよう地域に働きかけ、地域コミュニティの互助意識の醸成 を図る。

ア 活動内容

A 平常時の活動

a 個別計画の作成

避難行動要支援者一人ひとりについて、災害発生時の情報伝達から避難行動の支援(避難所等への移動支援等)まで、一連の活動を想定した 具体的な個別計画を作成する。

その際、避難支援対象者本人やその家族の意見を聞きながら、避難行動要支援者一人ひとりに対して住んでいる地域の人々を中心に組織での対応を図るようにする。

b 避難行動要支援者が参加した防災訓練の実施

個別計画の検証を行うこと等を目的として、避難行動要支援者本人が 参加した防災訓練を実施する。訓練により発見された課題等は個別計画 の見直しに活用する。

B 災害発生時の活動

避難支援等関係者は、個別計画に基づき避難行動要支援者の避難支援等にあたる。

② 市における体制整備の支援

市は、平常時には、地域における個別計画の作成や訓練の実施を支援する。

具体的には、作成した個別計画を避難行動要支援者本人や避難支援者へ開示し調整等を行う。

また、発災時又は発災のおそれがある時に避難支援に協力を依頼する企業団体等と協定を締結するよう努める。

(5) 多様なニーズへの対応

要配慮者には、それぞれの状況により、災害発生時には特別な配慮が求められる。

このため、要配慮者が持つ多様なニーズを迅速、的確に把握し、それに応じたきめ細かな支援を行う。

例えば、人工呼吸器、酸素供給装置等を使用している在宅の難病患者等に対しては、 消防署、病院など関係する機関と連携し、支援者とともに、病院等への搬送方策などを 明確にしておく。

また、患者団体等における取り組みも進められていることから、これらの団体等との 連携を図る。

(6) 避難行動要支援者相互の助け合い

避難行動要支援者は、常に一方的に支援を受けるというだけではなく、それぞれの持つ能力を生かし、当事者間で助け合って災害を乗り越えるといったことも大切である。 例えば、話し相手になったり、励ましあったり、勇気づけたりすることが、当事者同士の大きな心の支えになる。このため、避難行動要支援者相互の助け合いが、できる限り円滑になされるよう配慮する。

(7) 平常時の行政システムや地域活動との連続性の確保

避難行動要支援者に対しては、平常時から福祉行政で様々なサポートを行っていることから、災害時の対応は平常時の福祉行政の体制を活かして準備・構築していくことが 効率的である。

たとえば、一人暮らし高齢者の見守り体制づくりを通して得られた情報は、災害時の 避難支援にも役立てることが可能である。また、介護保険制度により介護保険サービス にかかる社会資源の充実が図られており、こうした資源を有効に活用することも望まれ る。

6. 日頃の備え

(1) 食料品、生活用品等物資の準備

食料品については、最近の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、要配慮者に配慮 した物資の備蓄を検討・実施する。

なお、物資の備蓄については、中津川市防災備蓄10ヶ年計画に基づいて行う。

(2) 避難所のバリアフリー化、防災機能の向上

市の避難所に指定されている施設や避難所として使用する可能性のある施設については、構造部材・非構造部材の耐震化のみならず、全ての避難者にとって有益となるようバリアフリー化や防災機能の向上にも配慮した設計を行うよう努める。

(3) 社会福祉施設等の活用

① 福祉避難所の指定

一般の避難所は、階段や段差が多いこと、多目的用トイレがないことなど、必ず しも要配慮者に配慮したものとはなっていない場合が多い。また、常時、介助が必 要な者にとっては、一般の避難所での生活は困難を強いられることが考えられる。

このため、必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整えた施設を「福祉避難所」として指定するよう努めるとともに、受入可能人数や受入条件等を明確にする。

福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火構造を備え、バリアフリー化された施設が対象となる。

なお、特別養護老人ホームや障がい者支援施設等の入所施設を福祉避難所として 指定することについては、緊急入所等の場所を確保しておく必要があることを考慮 して慎重に検討する。

② 防災体制の整備

入所者の安全確保と要配慮者の緊急的な受け入れに対応するため、社会福祉施設における緊急時の職員体制や緊急連絡網の整備、非常用食料及び医薬品等の備蓄、防災設備・資機材(小型発電機、組立式水槽、備蓄倉庫等)の充実を図るとともに、備蓄物資等が不足する場合に備えて、できるだけ速やかに調達できる体制を整えておく。

さらに、災害発生時に的確に対応できるよう、定期的に防災訓練や研修の充実を 図る。

③ 社会福祉施設相互間の協力体制の構築

社会福祉施設が被害を受けた場合に、入所者の生活支援を相互に行うことができるよう、社会福祉施設同士で相互応援に関する協定を締結するなど社会福祉施設相互間の協力体制を構築するよう働きかける。

また、平成21年度には下記福祉団体と「災害発生時における福祉避難所の設置 運営に関する協定」を締結している。

【福祉避難所:12法人】

福祉法人: 萱垣会、五常会、敬愛会、椿苑、和敬会倶楽部、ひがし福祉会、

医療法人みらい、中津川市社会福祉協議会、麻の葉会、社団日新会、

株式会社比良介護施設、恵北福祉会

④ 介護保険事業者等との連携

介護保険事業者、障害福祉サービス事業者及び地域生活支援事業者は、高齢者等 と平常時に接していることから、災害発生時に情報伝達、安否確認等の協力を要請 し、必要に応じて協定の締結等を検討する。

さらに、市は、介護支援専門員、相談支援専門員及び訪問介護員(ホームヘルパー)等の災害対応について、各事業者等に働きかける。

(4) 避難行動要支援者への支援意識の高揚

自主防災組織等に対して避難行動要支援者支援に係る地域の自発的な取り組みの促進 を働きかけるほか、避難行動要支援者支援に関する知識の普及を図る。

また、避難行動要支援者の救出、避難誘導等に係る配慮事項を示したパンフレットを 作成・配布するとともに、社会福祉協議会と連携し、ボランティア養成講座等の機会を 利用するなど、避難行動要支援者の援助方法を習得するための研修等を実施する。

(5) 避難行動要支援者自らの備え

自分の身は自分で守る観点から、避難行動要支援者自らの日頃の備えも大切であるため、避難行動要支援者に対し、自らの備えの大切さを啓発する。

(6) 避難行動要支援者の避難場所

避難行動要支援者の避難場所は、地域の自主防災会ごとに検討するものとする。

(7)避難場所までの避難路の整備

あらかじめ個別計画を作成する中で、未舗装であったり、大きな段差がある等の理由 により、避難場所までの避難路が設定できない場合、市は道路管理者及び避難行動要支 援者と協議し、避難路の整備に努める。

(8) 防災訓練の実施、計画の見直し

避難行動要支援者も参加し、個別計画を踏まえた地域ぐるみの防災訓練等を実施する ことにより、実効性のある避難行動要支援者支援体制の確立を図る。

また、訓練の際に発見された課題等については、これを検証し、必要に応じて本計画 や個別計画を見直すことで、避難行動要支援者へのより円滑な支援が可能となるよう努 める。

7. 災害時の対応

(1) 避難準備情報等発令時の立退きへの配慮

市は、避難行動要支援者の避難には時間を要することを考慮し、県や河川管理者から の河川水位情報等を受けて、避難勧告に先立って、地域防災計画に基づき避難準備情報 を発表する。

また、市が災害情報及び避難情報等を発信する場合、正確に伝達されるよう、防災行政無線や広報車による音声で情報伝達に加え、携帯電話へのメール配信、市のホームページ、テレビのデータ放送など視覚情報としても情報配信を行い、複数の手段を組み合わせて情報伝達を行うこととする。

なお、災害時の避難行動要支援者に対する情報伝達については、市民協働班が自主防 災会等を通じて行う。

(2) 避難支援者の安全確保

避難支援者は個別計画により避難行動要支援者の避難支援を行うこととなるが、この 支援はあくまで地域の助け合い(共助)の活動であり、当該避難支援者の安全を確保し たうえで実施されるべきものであり、災害の状況によっては避難行動要支援者への避難 支援を行うことができない可能性もある。

このことから、避難行動要支援者本人及びその家族にも、この点について十分に理解を求めるとともに個別計画を作成する際には、避難行動要支援者に対し、地域の人々を中心に組織での避難支援を図ることにより、助けられない可能性を低減するよう努めるものとする。

(3) 支援体制の確保

① 市の体制

避難行動要支援者への避難支援等の対策を円滑に実施できる体制を確保する。

- <避難行動要支援者支援に係る業務の例>
 - ○避難行動要支援者の安否及び避難の状況、健康状態の一元的な把握
 - ○避難行動要支援者のニーズの把握
 - ○避難行動要支援者への対応の検討及び対策の実施
 - ○避難行動要支援者への保健・福祉サービス等の提供に係る調整
 - ○避難行動要支援者からの相談・支援

② 避難行動要支援者避難支援連絡会議の開催

市の高齢支援課、障害援護課、介護保険室、健康医療課、福祉相談室、防災安全 課、市民課、市民協働課の職員及び社会福祉協議会による横断的なプロジェクト・ チームとして設置し避難行動要支援者避難支援連絡会議を適宜開催する。

また、避難支援体制の整備推進にあたっては、防災関係機関(自主防災組織(※ 用語の説明)等)及び日頃から要配慮者と接している団体関係者(保健所、民生委 員児童委員協議会、地区福祉委員会、介護保険サービス事業者、障害者福祉サービ ス事業者、障害者団体等)の参加を得ながら進め支援活動の実施状況や人的・物的 資源の状況避難所等におけるニーズを把握し、共有を図る。

③ 災害ボランティアと連携した支援体制の確立

災害救助救援活動及び災害復旧活動には、災害ボランティアの活動が効果的であることから、社会福祉協議会等と連携し、迅速に災害ボランティアセンターを立ち上げ災害ボランティアの受け入れを開始するとともに、災害ボランティアと連携した支援体制を確立する。

(4) 安否確認、救助・避難誘導の実施

行政による支援体制が整うまでには、一定の時間を要することから、災害発生直後の 避難行動要支援者の安否確認、救助及び避難誘導は、地域住民等の協力により対応する ことが求められる。

したがって、市は、避難支援等関係者を通じて避難行動要支援者の安否確認を行い、 救助・避難誘導に遺漏のないよう努めるとともに、救助及び避難誘導が必要な場合は、 迅速に救助し、避難所等に避難誘導するよう働きかける。

なお、被災状況によっては、避難支援等関係者の機能が著しく低下、または機能しないことも考えられる。その場合には、消防及び警察等と協力し、所在情報等に基づき、可能な限り迅速に救助及び避難誘導を行う。

(5)被害状況等の把握

① 地域からの把握

避難支援等関係者から、地域ごとの避難行動要支援者の被害状況を速やかに把握 する。

② 社会福祉施設等からの把握

管内の社会福祉施設及び福祉避難所として指定している施設の被害や負傷者等の 状況を把握するとともに、緊急一時入所の可否及び受入可能人数のほか、福祉避難 所の開設可否を確認する。

また、福祉避難所が開設可能であれば、避難者の受入可能人数も併せて確認する。

(6) 避難場所からの避難先及び当該避難先への運送方法

発災直後、安否が確認された避難行動要支援者については、それぞれの特性に応じて必要な対応や配慮を実施するものとする。特に、難病患者や内部障がい者等は、医療行為が受けられなくなると生命に関わる問題に発展する恐れがあるため、避難支援等関係者と市町村、消防本部等は連携し、早急に受入病院や医療機器・搬送手段の確保等必要な措置を行う。

(7) 避難所での避難行動要支援者の引継ぎ方法と見守り体制

避難行動要支援者が円滑な避難生活を送り、災害関連死を避けるため、避難所の責任者等が必要な配慮(特別食の提供や福祉避難所への搬送等)を行えるよう、避難行動要支援者及びその避難支援者は当該避難行動要支援者の情報を当該避難所の責任者に引き継ぐこととする。

なお、引き継ぎにあたっては、個別計画を引き渡すことを原則とし、これが汚損し判 読が不能な場合や紛失等により手元にない場合は、個別計画に記載されている事項につ いて伝達する。

引き継ぎを受けた責任者は、その情報を適切に管理するとともに、避難所運営の際の 見守り体制等に活用する。

(8)情報の提供

① 情報の種類

ア 災害・避難情報

災害発生時に災害状況等の情報を速やかに提供することは、避難行動要支援者の 避難を容易にする。一方、情報の不足や情報提供の遅れは、一層の不安感を募らせ るため、正確な情報を迅速に提供する。

イ 生活関連情報

車いすや紙おむつなどの生活用品を必要とする避難行動要支援者及びその介護者 に対し、どこに行けば、どのような物資が入手できるかを、災害発生後早い時期に 情報提供を行う。

<避難行動要支援者に提供する情報の例>

○避難所の場所	○ 避難所への安全な経路	○家族の安否
○食糧品、生活用品な	などの物資の入手方法	〇 相談窓口
○保健・介護・福祉サ	ービスなどの生活支援情報	○ 診療可能な医療機関
○ 罹災証明・応急仮診	は住宅の申込みに関すること	

② 情報提供の方法

避難行動要支援者が情報を把握できるように、態様に応じた多様な情報提供手段の活用を図る。とりわけ、在宅避難者となっている避難行動要支援者に対しては、広報車等を利用するほか、必要に応じて個別に訪問したり回覧板を活用するなど、個別に対応することに配慮する。

(9) 生活支援

① ニーズ等の把握

要配慮者は、特に避難所生活に支障を来すことが考えられ、また、在宅での生活においても、健康状態等に配慮する必要がある。

② 医療機関、福祉避難所等への移送

健康状態やニーズ等の調査結果等を踏まえ、医療機関または福祉避難所への移送、 社会福祉施設への緊急入所、緊急ショートステイなどの対策を検討し、迅速かつ的確 に対応する。

ア 医療機関への移送

医療機関等と連携を図り、重症患者等が発生した場合には、速やかに医療機関へ 移送する。

イ 福祉避難所への移送

- ○避難所や自宅で生活することが困難な要配慮者については、直ちに福祉避難所 に移送する。
- ○あらかじめ指定した福祉避難所のみでは量的に不足する場合は、県(国)と協議の上、圏域内の社会福祉施設や公的宿泊施設等に福祉避難所を設置する。
- ○福祉避難所には、相談等に当たる支援員等を配置し、日常生活上の支援を行 う。
- ○福祉避難所においては、避難者の生活状況等を把握し、必要な保健・福祉サービスを提供する。
- ○要配慮者の安全に配慮し、要配慮者の家族についても、避難状況等を勘案の上 必要に応じて福祉避難所に避難させる。
- ○福祉避難所において、常時の介護や治療が必要となった者については、速やか に特別養護老人ホーム等の社会福祉施設への入所や病院等への入院手続きをと る。

ウ 社会福祉施設等への緊急一時入所等

避難所や自宅で生活することができない要配慮者については、特別養護老人ホーム、障がい者支援施設等への緊急入所、緊急ショートステイの措置を講じる。

また、保護者等が児童等を養育することが困難な場合は、県(国)と協議したうえで、児童養護施設等への緊急入所の措置を講じる。

③ 避難所の環境整備

ア 避難所における要配慮者用窓口の設置

避難支援等関係者や福祉関係者の協力を得つつ、各避難所に要配慮者用の窓口を 設置し、要配慮者からの相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を実施する

イ 避難所からの迅速・具体的な支援要請

避難所の責任者は、避難所では対応できないニーズについては、市に迅速に要請する。市は、関係機関等と連携しつつ対応を図るとともに、市では対応できないものについては、速やかに県等に要請する。

ウ 避難所における要配慮者支援への理解促進

避難所の責任者は、介助者の有無や障害の種類・程度等に応じて優先順位をつけて避難所のスペース、支援物資等の割り当てを行うとともに、避難所における要配慮者支援に関する地域住民の理解を深めておく。

エ 避難所における要配慮者に配慮した対応

要配慮者が少しでも過ごしやすい環境をつくるため、避難所の環境整備を行う。

- ○バリアフリー化に努め、段差解消のためスロープを設けるなど、通路や廊下の 安全確保を図る。
- ○暑さ寒さ対策を実施する。
- ○カーテンや間仕切り等により、精神的な安定とプライバシーの確保に配慮する。
- ○誰もが使いやすいトイレの確保を図る。
- ○介護ボランティア等の配置に努める。

④ 要配慮者に配慮した食事の提供

乳幼児に対しては、粉ミルクや離乳食を迅速に提供する。また、高齢者等には温かい食事ややわらかい食事、内部障がい者には病態に応じた食事、また食物アレルギーへの配慮など、状況に応じた食事を提供するよう努める。

また、避難生活が長期化する場合は、適温食の供給や栄養バランスの考慮等、質の確保に配慮した食事を検討する。

⑤ 生活用品の提供

要配慮者が必要とする車いす、杖、紙おむつ、ストーマ用装具、簡易トイレなどの 生活用品等については、あらかじめ備蓄しているものに加え、不足する分については 民間企業等との連携により、速やかに提供するよう努める。

⑥ 医療・保健・介護・福祉サービスの提供

ア 健康面のケアの実施

医療救護班による巡回診療や、保健師、栄養士が避難所や在宅の要配慮者に対し、適宜巡回して健康相談を実施する。また、要配慮者の心身の健康状態を把握し、保健指導や栄養指導を行い、疾病の予防や心身の機能低下の予防に努める。医療が必要な場合や中断されている場合は、速やかにかかりつけの医師等の医療機関を紹介し受診勧奨する。

イ 介護・福祉サービスの実施

要配慮者の実態調査に基づき、社会福祉協議会、介護保険事業者等と連携した多様な介護・福祉サービスを提供し、生活を支援する。

- ○入浴サービスの提供
- ○移送サービスの実施
- ○訪問(居宅)介護(ホームヘルプ)サービスの提供
- ○通所介護 (デイサービス) の実施
- ○訪問看護サービスの実施
- ○保育サービスの実施

ウ こころのケアの実施

阪神・淡路大震災では、トウラマ(心的外傷)やPTSD(心的外傷後ストレス 障害)が注目され、被災者に対するこころのケアの重要性が再認識された。

このため、県(精神保健福祉センター等)と連携し、避難所及び被災地域を巡回 し、こころのケアが必要な児童や高齢者等を把握するとともに、精神的不安の解消 を図る。

また、PTSDについては、長期化する傾向もあることから、中長期的なこころのケア対策も実施する。

⑦ 放置すると生命に関わる持病等を有した要配慮者に対する対応

ア 人工透析を必要とする要配慮者への医療対応

人工透析を必要とする要配慮者への医療対応人工透析は、慢性腎不全患者に対して、定期的、かつ、継続的な実施が不可欠であることから、災害発生後、人工透析 患者を把握し、その所在を確認するとともに、医師会・医療機関と連絡調整を図り 人工透析患者の受け入れ体制を確保する。

イ 難病患者である要配慮者への医療対応

難病の治療には、人工呼吸器等の特殊な医療機器や特定の医薬品の使用が求められる場合がある。そのため、当該情報を把握している関係機関等と連携して難病の要配慮者を把握し、その所在を確認するとともに、医療機関と連絡調整を図り、医薬品等の適切な確保など、必要な難病治療が滞ることがないよう治療体制を確保する。

ウ 在宅酸素療養中の要配慮者への医療対応

呼吸器や心臓の機能障害等により酸素吸入を必要とする低肺機能の要配慮者においては、小型酸素ボンベの携帯が必要であり、酸素の充填やスペアボンベが必要となる。

そのため、低肺機能者である要配慮者を把握し、その所在を確認するとともに、 発電機や酸素ボンベ等の確保を行い、円滑な酸素供給体制を講じる。

⑧ 在宅の要配慮者への支援

避難所に避難せず、自宅で生活している要配慮者に対しては、避難支援等関係者の協力を得て、定期的に声かけを行うなど、安否を確認するとともに、心理的に孤立しないよう配慮する。

⑨ 社会福祉施設及び入所者への支援

市は、県や社会福祉施設等の関係団体との協力体制のもとに、緊急一時入所等が円滑に実施されるよう受け入れ体制の整備について支援を行うとともに、社会福祉施設においては、社会福祉施設相互間で調整を図り、入所者の生活支援を実施する。

⑩ 要配慮者による支援活動に対する配慮

所属の団体の活動を通じて、要配慮者自身による支援が行われる場合があるため、 要配慮者の避難状況等の情報を提供するなど、これらの支援活動が円滑に行われるよ う配慮する。

(10) 応急仮設住宅・公営住宅の入居及び支援

① 応急仮設住宅の整備

可能な限り要配慮者に配慮した応急仮設住宅の整備に努める。

② 応急仮設住宅・公営住宅の優先入居

避難所において生活している要配慮者を早期に日常生活に戻すため、入居者の選定 にあたっては、要配慮者を優先的に選定するよう配慮する。

ただし、応急仮設住宅での生活が長期化することも想定し、高齢者や障がい者等が 集中することのないよう配慮する。

③ 福祉仮設住宅の設置

市は、県と協力し、被災前の居住地に比較的近い地域において、保健・福祉施策に よる生活支援を受けながら生活することができ、介護等を利用しやすい構造及び設備 を有する要配慮者向けの福祉仮設住宅を設置するよう努める。

④ 見守り活動の実施

応急仮設住宅の居住者等による声かけや、手話通訳者等を含むボランティア団体等の協力を得て、巡回訪問による見守り活動を行い、要配慮者が孤立しないよう配慮する。

また、応急仮設住宅に移ったひとり暮らし高齢者等には、自らの緊急事態を知らせることができる手段・体制の整備に努める。

中津川市避難行動要支援者避難支援計画

平成27年1月中津川市